

## 県のこれまでの取組状況について

### 1 取組方針について

#### (1) 取組方針の制定及び改定状況について

県契約に関する施策を総合的に推進するため、県では、基本理念に沿って取り組むべき施策を体系的に整理し、とりまとめたものを県の取組方針として、平成31年3月に公表し、これまでに契約審議会の審議を経て令和2年3月及び令和3年5月に改定を行っている。(取組方針は資料6参照)

#### (2) 取組方針の進捗状況について

##### ア 実施済み取組項目数の進捗状況について

取組方針の制定からこれまで、取組方針の取組済み項目が12件増加(104→116)している。(3ページ参照)

##### 【取組項目の推移】

調査年度	H30	R1	R2
既に実施している取組数	104	113	116
今後実施を検討する取組数	15	6	3

※令和3年度は、新型コロナ対応に伴う業務縮小により調査を実施していない。  
 ※令和4年度は、これから調査を行い第2回審議会で報告予定。

##### イ 取組部局等の取組状況について

取組方針制定からこれまで、全部局の実施済み取組の数は、延べ111増加(666→777)している。(資料5参照。緑色のセルがR1調査時に追加された部局、青色のセルがR2年調査時に追加された部局。)

##### 【取組部局等の推移】

調査実施年度	H30	R1	R2
取組実施済み部局等(延べ)	666	737	777

#### (3) 令和3年度以降の新たな取組事例について

令和3年度以降の新たな取組事例として、例えば、土木建築部においては、以下のような取組を行っている。

ア 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準の評価項目として、建設キャリアアップシステムの登録、沖縄SDGsパートナーの登録、うちなー健康経営宣言の登録の3項目を追加。(4～8ページ参照)

イ 「労務費見積もり尊重宣言」促進モデル工事の試行(下請企業からの労務見積を尊重する企業を総合評価や工事成績で評価する取組)(9ページ参照)

ウ 建設キャリアアップシステム活用工事の試行(建設技能者の処遇改善や人材確保等に資する取組)(10ページ参照)

## 2 県契約に係る法令遵守状況について

県が、県契約を締結した事業者の法令遵守状況を確認するため令和2年度に実施した調査結果は以下のとおり。

(1) 事業者による社会保険等加入状況

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険の全てにおいて未加入者はなかった。  
(資料7の3ページ参照)

(2) 賃金の状況

沖縄県の地域別最低賃金(790円)未満の人数・割合は3人(0.2%)であった。(資料7の4ページ参照)

## 3 県契約の実施状況等について

県における契約状況(公共工事、庁舎管理等委託業務、物品の購入等における契約状況は別添資料8のとおり。

## 取組方針の改定状況

### 【R1調査時に新たに実施済みとなった項目】

取組番号	区分	取組内容	取組部局
10	業務委託	一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。	知事公室、総務部、企画部、農林水産部、 <u>商工労働部</u> 、 <u>土木建築部</u> 、 <u>病院事業局</u> 、 <u>教育庁</u> 、 <u>選挙管理委員会</u>
14	物品購入	一般競争入札に係る公告及び結果の公表をホームページ等で行う。	<u>保健医療部</u> 、 <u>農林水産部</u> 、 <u>出納事務局</u>
58	業務委託	庁舎等管理業務の契約において、労働関係 <u>法令</u> 遵守の義務付けや、必要に応じて法令遵守状況の調査を可能とする条項を契約書に明記する。	知事公室、総務部、環境部、 <u>保健医療部</u> 、 <u>農林水産部</u> 、 <u>商工労働部</u> 、 <u>警察本部</u>
64	工事請負	受注者（元請業者）と社会保険未加入者との下請契約（二次以下含む。）を原則として禁止する。	<u>企画部</u> 、 <u>農林水産部</u> 、 <u>土木建築部</u> 、 <u>教育庁</u>
65	工事請負	下請業者が社会保険未加入建設業者である場合、受注者に対しペナルティー（指名停止、工事成績評点減点等）を実施する。	<u>農林水産部</u> 、 <u>土木建築部</u> 、 <u>教育庁</u>
66	工事請負	二次以下の下請業者について、社会保険加入状況を確認するとともに、未加入の場合は改善指導を行う。	<u>農林水産部</u> 、 <u>土木建築部</u> 、 <u>教育庁</u>
69	業務委託	入札や企画競争の参加資格審査において、事業者が社会保険の適用事業所の場合は当該保険に加入していることを要件とする。	<u>総務部</u> 、 <u>環境部</u> 、 <u>商工労働部</u> 、 <u>病院事業局</u> 、 <u>議会事務局</u> 、 <u>警察本部</u> 、 <u>監査委員事務局</u>
72	共通	入札参加資格審査や企画競争型随意契約の相手方選定等において、事業者の健康診断の受診率、保健指導の実施率及びがん検診の受診率及び受診勧奨等の状況を評価する。	<u>保健医療部</u>
77	業務委託	建設関連業務において、業務環境改善要領を策定し特記仕様書に明記する。	<u>土木建築部</u>

### 【R2調査時に新たに実施済みとなった項目】

取組番号	区分	取組内容	取組部局
29	共通	談合情報に適切に対応するため、工事請負及び建設関連業務委託以外の契約についても、談合情報対応マニュアル等を作成する。	<u>出納事務局</u>
70	物品購入	「県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程」に定める競争入札参加資格審査において、事業者の社会保険への加入状況を要件とする。	<u>出納事務局</u>
113	共通	沖縄県環境保全率先実行計画に基づき、受託事業者に対して、業務実施に当たっては環境に配慮を行うよう協力を求める。	<u>教育庁</u>

# 令和5・6年度 建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準

公共工事のうち発注件数や発注高が大きい特定の5業種(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業)については、建設業者の施工能力等に応じた発注を行うため、総合評点の結果に基づき以下のとおり等級格付を行います。

## 1 等級区分

業種	等級区分
土木工事業	特A、A、B、C、D (5等級)
建築工事業	特A、A、B、C、D (5等級)
電気工事業	A、B、C (3等級)
管工事業	A、B、C (3等級)
舗装工事業	A、B (2等級)

## 2 等級格付の方法

3の経営事項審査の総合評定値に4の県独自評点(=発注者別評価点)を加えた総合評点の上位から格付けしていきます。

なお、総合評点による等級格付は、格付業種ごとに総合評点の分布、各等級の構成比、指名の状況及び発注工事量等を勘案した上で決定します。

※等級格付は、県内に主たる営業所を有する県内業者で、上記1の5業種について行っており、県外業者は資格の登録のみを行っています。

## 3 経営事項審査総合評定値 (審査基準日:令和3年7月1日~令和4年6月30日)

建設業法に基づくもので、業者の経営規模、技術力、経営状況等を審査する企業評価制度であり、全国統一の評価基準により行われるものです。

## 4 県独自評点(=発注者別評価点)

今回採用された県独自評価の新基準は、次のとおりです。

### (1) 工事成績(平均点)

工事成績の評点(平均点)	55点未満	55点以上 60点未満	60点以上 65点未満	65点以上 70点未満	70点以上 75点未満	75点以上 80点未満	80点以上 85点未満	85点以上 90点未満	90点以上
付加点数	-25点	-20点	-15点	0点	+20点	+30点	+40点	+50点	+60点

※ 土木建築部及び農林水産部、企業局、教育庁の発注工事で、令和2年度・令和3年度に完成した土木・建築一式工事、電気・管・舗装工事の成績を、工種ごとに評価します。

### (2) 技術者数

業種	技術者	付加点数	備考
土木工事業	1級技術者	1人につき +3点	
	2級技術者	1人につき +1点	
	技術士 (上記技術者と重複可)	1人につき +3点	建設部門、農業部門、林業部門、水産部門に限ります
建築工事業	1級技術者	1人につき +3点	
	2級技術者	1人につき +1点	
	積算士 (上記技術者と重複可)	1人につき +3点	
電気・管・舗装工事業	1級技術者	1人につき +3点	
	2級技術者	1人につき +1点	

※ 令和4年7月1日以前に雇用された者で、同年12月1日現在の常勤の技術者とします。

### (3) 雇用の規模

令和4年7月1日現在における健康保険又は厚生年金保険の被保険者数  
被保険者 1人につき +1点 (但し50点を上限とします。)

### (4) 新卒者雇用及び若年者雇用

#### ア 新卒者雇用

中学、高校、短大、大学、高専又は専門学校の新卒者 (令和3年及び令和4年に卒業した者) を、令和4年12月1日までに雇用した場合 +5点

#### イ 若年者雇用

前回基準日 (令和2年12月1日) の前後1年以内に、雇用期間の定めのない常勤の従業員として中途雇用された雇用者で、中途雇用された時点の年齢が35歳未満かつ令和4年12月1日現在で継続雇用している場合

(雇用の時点が令和元年12月1日から令和3年11月30日の間であること) +3点

### (5) 障害者雇用 (令和4年6月1日現在の雇用状況)

法定雇用の義務の有無	雇用の状況	付加点数
法定雇用義務がある場合	雇用義務達成	+5点
	法定数以上に雇用	+5点/人 (法定数を超える分)
	雇用義務未達成	-5点
法定雇用義務がない場合	雇用している	+5点/人

### (6) 表彰

表彰区分	付与点数	備考
土木建築部優良建設業者表彰 知事表彰 部長表彰 土木事務所長等表彰	各+20点 各+10点 各+5点	令和3年度・令和4年度において表彰された工事。同一業種の重複は不可。
農林水産部優良建設業者表彰 知事表彰 部長表彰 農林土木事務所長等表彰	各+20点 各+10点 各+5点	令和3年度・令和4年度において表彰された工事。同一業種の重複は不可。
企業局優良建設業者表彰 局長表彰	各+10点	令和3年度・令和4年度において表彰された工事。同一業種の重複は不可。
国土交通省指定統計調査大臣表彰 安全衛生大臣表彰	各+8点	令和2年度から令和3年度までに企業を対象とした表彰に限ります。
雇用改善知事表彰 安全衛生局長表彰	各+5点	

### (7) 建設業退職金共済制度履行状況

手帳更新率	付与点数
手帳更新率 = 決算期間内の手帳更新数 ÷ 更新対象者数 ※更新対象者とは、決算期末現在の常勤被共済者をいう。ただし、決算期内に新規手帳を交付した者、既存手帳所持者を新規採用した場合を除く。	70% ~ 99% +3点
	100% +5点

※ 経営事項審査の基準日と同時期の履行状況、建設業退職金事業共済事業沖縄県支部による。

### (8) マネジメントシステムの認証取得

マネジメントシステムの認証取得	付与点数
ISO 9000シリーズの認証取得	+13点
ISO 14000シリーズの認証取得	+13点
エコアクション21の認証取得	+5点

- ※ 取得業者で、令和4年12月1日現在において登録されていること。
- ※ 登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除きます。
- ※ ISO 14000シリーズとエコアクション21の重複加算は不可。

### (9) 建設業法違反等

建設業法違反等		期 間	付与点数
指名停止措置		1か月未満	回数×(-20点)
		1か月以上6か月未満	回数×(-30点)
		6か月以上	回数×(-40点)
監督処分	指示処分		回数×(-20点)
	営業停止	1か月未満	回数×(-30点)
		1か月以上6か月未満	回数×(-40点)
		6か月以上	回数×(-50点)
	許可の取消処分 (一部業種に係る)		回数×(-60点)

- ※ 対象期間：過去2年間（令和2年度・令和3年度）。但し、同一事案で指名停止及び監督処分が併せて行われた場合は、大きい方の点数により減点します。また、処分期間が年度をまたがる場合は、処分の発生年度を評価対象とします。

### (10) 社会貢献等

下表の評価項目について、いずれかの建設業団体に加入しているとき、加算対象工種の欄に掲げる業種に対して活動年数に応じて加点します。

評価項目	加入団体	加算対象工種	点数（活動年数）
1. 労働安全対策	(一社) 沖縄県建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	1年加入につき、1点付与する。 但し、上限は30点とする。
2. 技術研修等参加状況	(一社) 沖縄県電気管工事業協会	電気工事 管工事	
3. 地域貢献活動	(一社) 沖縄県中小建設業協会	土木一式工事 建築一式工事	同上
	(一社) 沖縄県舗装業協会	舗装工事	同上

- ※ 団体への加入は、令和4年12月1日時点において在籍し、満1年以上加入していることを条件とします。
- ※ 複数の団体に加入している場合には、点数の高い方で評価します。
- ※ 過去において途中脱退があった場合には、その期間は団体活動年数の通算から除きます。

さらに、団体の令和2年度及び令和3年度の社会貢献事業等への取り組みに応じ、追加で加点します。詳細は別添に定めます。（上限10点）

評価項目	内容	点数
1. 労働安全対策	労働災害を防止するための取り組み等の実施	1回～2回 0点 3回～4回 1点 5回以上 2点
2. 技術研修参加等	建設産業の生産性の向上等（人材育成、能力開発等）	※各評価項目毎に上記で加点する。
3. 地域貢献活動等	地域社会貢献活動（環境美化活動、ボランティア活動等）の取り組み	
4. 雇用改善等	雇用改善（若年者入職の掘り起こし等）の取り組み	
5. 普及啓発活動等	建設業の魅力発信・普及・啓発等の取り組み	

※各年度毎の合計点数を、足して2で割った点数を加点する。（小数点以下は切り上げ）

#### (11) 不当要求防止責任者の配置

暴力団等からの不当な要求に適切に対応するため、令和4年12月1日までに不当要求防止責任者を配置した場合 + 2点

#### (12) 協力雇用主の登録

保護観察対象者等の再犯防止・社会復帰支援のため、令和4年12月1日までに協力雇用主の登録を行った場合 + 2点

#### (13) 建設キャリアアップシステムの登録

令和4年12月1日までに建設キャリアアップシステムの事業者登録を行った場合 + 5点

#### (14) おきなわSDGsパートナーの登録

令和4年12月1日までにおきなわSDGsパートナーの登録を行った場合 + 5点

#### (15) うちなー健康経営宣言の登録

令和4年12月1日までにうちなー健康経営宣言の登録を行った場合 + 5点

### 5 等級格付の条件

総合評点の順位に関わらず、等級格付については次の条件を設定します。なお、1級技術者は令和4年12月1日現在において在籍する者とし、同年7月1日以前に雇用されたことを要件としないこと、また、土木・建築工事業の1級技術者とは建設業法等にいう技術者で、1級相当の大臣認定者を除くこととします。

- (1) 土木工事業及び建築工事業の特A、A等級については、特定建設許可業者であること。
- (2) 土木工事業の特Aは、1級技術者8名以上、Aは3名以上を有していること。  
（技術士は1級技術者に含めるが、同一人が重複して資格を保有している場合は1人とする。）
- (3) 建築工事業の特Aは、1級技術者5名以上、Aは2名以上を有していること。
- (4) 電気・管・舗装工事業のAは、1級技術者2名以上を有していること。
- (5) 土木工事業及び建築工事業の特A、A、B、C等級及び電気・管・舗装工事業のA、B等級は、電子入札対応業者であること。
- (6) 新規登録者は、総合評点による等級より1等級下位に位置づける。なお、前回の入札参加資格登録がない業者についても同様とする。
- (7) 昇級は1等級上位を原則とするが、3等級以上の総合評点を有する場合のみ2等級上位に格付ける。ただし、前回の登録において、電子入札の未対応により格付が降格した場合はその限りでない。
- (8) 降格は1等級下位を原則とするが、総合評点の2割を付与しても1等級下位の点数に満たない場合はその限りでない。

### 6 申請の受付（2年毎の定期受付）

#### (1) 申請の要件

ア 建設業許可を受けていること。

- イ 不正行為・契約不履行等の事実から1年以上を経過していること。
- ウ 有効な経営事項審査を受けていること。
- エ 営業を開始して1年以上であること。
- オ 年間平均で完工高があること。  
ただし、格付業種については、年間平均完工高が500万円以上あること。
- カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- キ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は心身の故障により建設業を適正に営むことができない者でないこと。  
※ 社会保険・雇用保険・建設業退職金共済制度等・建設業労働災害防止協会に加入していること。

**(2) 申請受付期間及び受付場所** 別紙のとおり。

### **(3) 申請の方法**

県では、データ申請（USBメモリを活用した申請）を導入しています。今回の申請においても、申請者の負担軽減、行政事務の効率化等の観点から、引き続き、データ申請を実施しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

具体的なデータ申請の要領・手順については、県土木建築部技術・建設業課のホームページにてご確認ください。（10月掲載予定）

なお、受付は窓口受け付けになりますので、申請内容について答えられる方に持参させてください。（県外業者を除く）

また新型コロナウイルス感染症の状況によっては申請方法が変更になる場合があります。その場合は、県土木建築部技術・建設業課のホームページに掲載しますので、ご確認ください。

### **(4) 追加申請の受付**

追加の資格審査申請については、令和5年度中に2回、別途期間を定めて実施します。

## **7 特例措置の適用申請**

官公需適格組合、経常建設共同企業体、合併等の企業再編に対する特例措置の適用申請については、別に定めます。

## **8 その他の留意事項**

入札参加資格申請をした者が、次の各号の一に該当するときは、資格の登録を行わないことあるいは資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかったとき。
- (2) 審査のための実態調査に応じないとき。
- (3) 警察からの通報等により、暴力団関係業者であると認められたとき。
- (4) 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不相当であると認められたとき。

# 沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行

## 1. 概要

- 建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、沖縄県土木建築部発注の建設工事において、総合評価方式や工事成績評価点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行します。

## 2. 対象工事

- 沖縄県土木建築部が総合評価方式で発注する建設工事で、発注者が必要と認めた工事とします。

## 3. 試行内容

### (1) 総合評価方式における評価内容

#### ① 「労務費見積り尊重宣言」の確認

- 発注者は、入札契約手続きの審査基準日までに、  
入札・契約参加企業が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表(HP等)した事実を確認  
※HPの写し、及び決定・公表しているHPのURLが確認できる資料を申請書とあわせて提出すること。
- ② **労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記した誓約書の確認**  
・発注者は、入札・契約手続き参加企業から提出された誓約書を確認

①、②の両方とも満たす場合  
加<sup>+</sup>点:1点  
企業の能力等において評価

### (2) 工事成績評価(完成検査/工事成績評価時)

- 元請企業と下請企業間の見積書を確認  
当面、1次下請け金額上位1社に加え、下請金額3,500万円以上(当初、変更含む。)の1次下請を対象とし確認

#### ① 見積書に労務費(労務賃金)が内訳明示されていない場合

減<sup>-</sup>点

受注者が総合評価方式の技術評価に  
おいて加<sup>+</sup>点された場合のみ

法令遵守等 8. その他で減<sup>-</sup>ずる措置

#### ② 見積書に加え注文書に労務費(労務賃金)が内訳明示されている場合

加<sup>+</sup>点

- ※ 工事完成日までに「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できること

受注者が総合評価方式の技術評価に  
おいて加<sup>+</sup>点されている場合に加えて、  
加<sup>+</sup>点がない場合でも、工事完成検査  
時において(2)②を満たす場合は加<sup>+</sup>  
点対象とする

「5. 創意工夫」の「その他」において評価する。

## 4. 適用日

- 令和4年2月1日以降に予算執行同いを決裁する工事を対象。適用工事は公告・入札説明書等に記載。

# 沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行

## 1. 概要

- ・ 沖縄県土木建築部では、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の活用を促し、建設技能者の処遇改善並びに中長期的な建設技能者の確保及び育成に資することを目的に、沖縄県建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事を試行します。
- ・ CCUSとは、技能者の資格・社会保険加入状況・現場の就業履歴などを登録・蓄積し、技能者の適正な評価等に役立てるための仕組みのこと。技能者には個人用のカードが発行され、現場で個人カードをICリーダーで読み取らせ、就業履歴を記録、システムにデータが蓄積される。

## 2. 対象工事

- ・ 沖縄県土木建築部が発注する全ての建設工事を対象とします。

## 3. 試行内容

### (1) 実施方法

- ▶ 発注者は、CCUS活用工事の発注、又は実施に当たっては、特記仕様書記載
- ▶ 受注者は、契約の締結後、工事着手前にCCUS活用の希望の有無報告
- ▶ 受注者は、工事完成日までに、登録事業者率、登録技能者率、就業履歴蓄積率を提出

### (2) 達成状況の確認

- ▶ 達成基準：右表参照
- ▶ 対象期間  
現場着手日～完成日  
(後片付け、休日等を除いたもの)
- ▶ 達成基準の確認時期  
工事完成時点

指標	(達成)基準
登録事業者率	70%
登録技能者率	60%
就業履歴蓄積率	30%

- ①登録事業者率 : CCUS登録事業者の数/元請、下請企業の数
- ②登録技能者率 : CCUS登録技能者の数/技能者の数
- ③就業履歴蓄積率 :  
建設キャリアアップカードのカードリーダーへの  
タッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数(各技能者のタッチ日数の合計)  
/工事現場へ入場した技能者の数(各技能者の入場(就業)日数の合計)

技能労働者による日々のカードタッチが確実に行われることを目的

### (3) 工事成績評定(完成検査/工事成績評定時)

- ▶ 達成状況の確認において基準の全てを達成した場合
- ▶ 基準を1つでも達成できなかった場合

↑ **加 点** 工事成績評定「5. 創意工夫」の「その他」において評価する。

↑ **減 点** は行わない。

ただし、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成書類提出時に発注者に報告。

## 4. 適用日

- ・ 令和4年2月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事を対象。